

措置通知書

農業委員会事務局

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 認定農業者農地集積助成金の返還手続きにおいて、佐世保市文書規程第 33 条第 1 項で「…指令…に関する起案書…は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない助成金返還命令通知書に関する起案書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>助成金返還命令通知書の様式については、平成 24 年 9 月 7 日付けの起案書「認定農業者農地集積助成金の返還手続きに伴う返還命令通知について」において決定していましたが、要綱には定めておりませんでした。</p> <p>しかし、「返還命令通知書は要綱に定めている様式であって、審査対象外である」との誤った認識が生じ、平成 30 年 7 月以降は総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘をふまえ、返還命令通知書については令和 4 年 6 月 6 日付けで審査対象外指定を受けております。</p> <p>また、今後の再発防止のために、職員に対して佐世保市文書規程第 33 条第 1 項の規定および「審査対象外指定文書一覧」を十分確認して事務を行うよう、口頭での注意喚起と文書供覧を行い周知徹底しています。</p>